

令和3年度平均保険料率について

令和2年12月21日
令和2年度 第4回評議会

全国健康保険協会運営委員会（第107回） における支部評議会意見の報告について

令和2年11月25日に開催された全国健康保険協会運営委員会（第107回）において各支部評議会の意見が報告された。報告内容については以下のとおり。

- ・令和3年度平均保険料率に関する論点・・・P2～3
- ・令和3年度保険料率について(意見書提出状況)・・・P4
- ・支部評議会における主な意見・・・P5～P9
- ・近畿ブロック支部の意見・・・P10～P13

1. 平均保険料率

第106回運営委員会(9/15)の資料から、納付猶予及び医療給付費の記載を変更

《現状・課題》

- ✓ 協会けんぽの令和元年度決算は、収入が10兆8,697億円、支出が10兆3,298億円、収支差は5,399億円と、収支差は前年度に比べて▲550億円となったものの、準備金残高は3兆3,920億円で給付費等の4.3か月分（法定額は給付費等の1か月分）となった。
- ✓ これは、協会において、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の強化など医療費適正化のための取組を着実に進めてきたことや、中長期的に安定した財政運営を行う観点から、平均保険料率10%を維持してきたことなどによるものである。
- ✓ 一方、協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、以下の観点などから、今後も予断を許さない状況にある。
 - ・高齢化の進展により、高齢者に係る医療費が今後も増大する見込みであり、特に、令和4年度以降、後期高齢者が急増するため、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること。
 - ・平成29年度半ば頃から被保険者数の伸びが急激に鈍化しており、賃金の動向も不透明であること。
 - ・高額な医薬品や再生医療等製品の薬価収載が増加していくと見込まれること。
- ✓ 加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済情勢の悪化により、令和2年4月～9月にかけて被保険者数の伸びが急激に鈍化するとともに、令和2年8月28日時点で約1050.3億円の保険料の納付猶予が発生するなど、保険料収入の減少等が見込まれる状況にある。
- ✓ また、医療機関への受診抑制により、加入者一人当たり医療給付費（稼働日数調整後）が対前年同月比で、令和2年4月から7月までマイナスとなっていたのが、8月は+0.3%となっている。
- ✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から、新型コロナウイルス感染症の影響も含めた、5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーションを行ったところ、平均保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には準備金を取り崩さなければならない見通しとなっている。

令和3年度平均保険料率に関する論点

1. 平均保険料率

【論点】

- 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和3年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

※ 平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」

2. 保険料率の変更時期

≪現状・課題≫

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。

【論点】

- 令和3年度保険料率の変更時期について、令和3年4月納付分（3月分）からでよいか。

令和3年度保険料率について（意見書提出状況）

令和2年10月から11月に開催した各支部の評議会での意見については、理事長の現時点における考え（新型コロナウイルス感染症拡大による協会財政に対する影響はあると考えられるが、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと）を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととしている。

意見の提出状況並びに平均保険料率に対する意見の概要は以下のとおり。

※（ ）は昨年の支部数

意見の提出なし 6支部(13支部)

意見の提出あり 41支部(34支部)

① 平均保険料率10%を維持するべきという支部 31支部(21支部)

② ①と③の両方の意見のある支部 5支部(7支部)

③ 引き下げるべきという支部 2支部(2支部)

④ その他(平均保険料率に対する明確な意見なし) 3支部(4支部)

※保険料率の変更時期については、4月納付分（3月分）以外の意見はほぼなし。

支部評議会における主な意見

論点：中長期的な視点を踏まえつつ、令和3年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

① 平均保険料率10%を維持すべきという意見

【評議会意見】

・もうそろそろ「積み上げておかないと後々大変なことになる」という言い方ではなく、どうやったら積み上げたものを加入者等へお返しできるのか、例えば、コロナのような突発的な予測不可能の事態にも準備金がこれだけあったから余裕をもって対応できましたとか、そういった形の丁寧な説明が必要になってくるのではないか。(滋賀)

【学識経験者】

・令和4年度以降、後期高齢者が急増し、就労者人口が減ってくる状況などを踏まえて中長期的で考えるという本来の考え方からすれば、ここで10%を維持して中長期的にどうなるのかということを見た方が現状に合っているのではないか。(青森)

・コロナの拡大という不測の事態により、逆説的ではあるが準備金の必要性が示された。コロナの影響を踏まえて、法定準備金の適正な水準を議論したうえで、今回示された準備金の必要性を加入者に具体的な数字を挙げて丁寧に説明することで、今後の準備金のあり方や保険料率の水準をどう決めるか、という議論につながっていくと思う。(茨城)

・短時間労働者について、令和6年には50人以上の事業所まで適用が拡大されるが、これに新型コロナウイルス感染症の影響が加わるため、中小企業における将来の雇用状況は不透明。その都度状況を確認しながら対応していくことが重要と考えるが、現状では中小企業に10%を超える負担を強いることは困難。(富山)

・5年、10年前に行った準備金残高の試算は現在とは異なっているが、結果的にはいい方向に修正されていると言える。(鳥取)

・先の見通しはよくないが、今まで準備金を積み上げてきたことが本当に良かったと思えるのではないか。保険料率については、今回は10%維持で様子を見て、一年後に検証するのがよいと考える。(鳥取)

・リーマンショック時のGDPの落ち込みは17.8%であったが、それに対し、コロナ禍は28.1%であった。このことからみても、コロナ禍の経済への深刻度はリーマンショック時を超えており、影響を無視できないと考える。(愛媛)

・保険料率の設定期間を単年度ではなく、一定期間で設けてみてはどうか。(大分)

論点：中長期的な視点を踏まえつつ、令和3年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

① 平均保険料率10%を維持するべきという意見

【事業主代表】

- ・今後コロナの影響がもっと具体的に見えてきてからでなければ、平均保険料率を変更するという議論は難しいと考える。(山形)
- ・返済猶予のある借入を行っている小規模事業所が多数あり、返済時期と保険料率の上昇時期が重なると非常に厳しい経営状況となるため、保険料率の決定については慎重に議論すべき。(栃木)
- ・コロナ禍のことなどを意識すれば、保険料率は現状維持とする代わりに協会からの暖かいメッセージとなるような支援策があってしかるべき。そういった策がないと、法定準備金が1カ月分を優に超えている現状を加入者に説明できないのではないか。(滋賀)
- ・コロナ騒動により日本の医療保険制度のすばらしさが示された。この制度を守るためには一人一人が健康意識を持つことが重要である一方、国としても国庫補助の引き上げを検討していただきたい。協会には国への働きかけをお願いしたい。(熊本)

【被保険者代表】

- ・労働者が安心して働き続けるため、医療アクセスを将来にわたって可能とするためには、健全な財政基盤を確保していかなければならないと考える。(山形)
- ・社会保険料は短期的に上下すると社員も動揺するため、どうか中長期的な視野で安定した運営をお願いしたい。(静岡)
- ・予測を立てる時に失敗してはいけないので、まず安全策を取るのが行政的な考えだと思う。積みあがっている準備金を国に取られてしまわないか、という心配があり、リーマンショックの影響から今回の予測を立てているが、コロナの影響は全くわからない。今は現状の保険料率を維持しながら次に備えるのが妥当ではないか。(鳥取)
- ・保険料率を一旦下げてまた上げるのには抵抗がある。(山口)

論点：中長期的な視点を踏まえつつ、令和3年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

② 「①と③」の両方の意見

【学識経験者】

- ・単年度で見た場合、協会の収支は国庫補助がなければ赤字である。国庫補助率いかんでは赤字になってしまうことを考えると中長期的な視点が望ましいと思う。(福島)
- ・今回の新型コロナウイルス感染症で特に大きな影響を受けている人たちだけに限定して保険料率を下げるという考えもあるのではないか。(東京)
- ・コロナ禍において、令和3年度保険料率については、最低でも据え置きとすべきである。(山梨)

【事業主代表】

- ・準備金が4.3か月分積みあがっているが、企業側からすれば最低限必要な資金である。今後、企業の倒産等が増えてくることも予想されるが、今回のコロナによる影響については、1、2年は状況を見ていくべきであり、また、これまでにない特別な事象であるため、目先の問題である来年度の保険料率に反映させるのではなく、国による援助施策がもっと打ち出されることが必要である。(福岡)

【被保険者代表】

- ・生活習慣病予防健診の項目追加等により、加入者の健康増進を図ることで医療費の適正化につながり、結果的に保険料率の軽減も期待できるのではないか。(埼玉)
- ・年金機構側で実施している事業所への保険料納付の猶予措置について、果たして今後保険料を回収できるのか。免除措置ではないのでしっかり回収する体制を整備してほしい。(東京)

論点：中長期的な視点を踏まえつつ、令和3年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

③ 引き下げるべきという意見

【評議会】

- ・事業主、加入者が厳しい状況にある時こそ、準備金を活用して助けるべきであり、事業主、加入者の負担軽減を考慮し、令和3年度健康保険料率については、引き下げるべきである。(兵庫)
- ・都道府県単位保険料率の目的は、保険者機能を発揮し医療費の地域間格差を是正することにあつた。しかし、協会発足後そのような動きは見られず、当初の前提は既に崩れている。これ以上の格差が広がるようであれば全国一律の保険料率に戻すことも含めた検討に着手すべきである。(佐賀)
- ・法定準備金が1か月分とされていることに鑑み、現状以上に準備金を積み上げる状況は到底納得できるものではなく、現在の準備金を維持できる程度の平均保険料率の設定に止めるべきである。(佐賀)
- ・令和3年度の保険料率に関しては、コロナウイルス感染拡大という非常事態を踏まえ、被保険者及び事業主の負担を軽減するために、準備金を活用して平均保険料率を一時的に引き下げるべきである。(佐賀)

【事業主代表】

- ・このコロナ禍の中、保険料率の設定するにあたっては、インセンティブの料率を保険料率に上乘せするのではなく、保険料率の中で吸収するべき。(兵庫)

近畿ブロック支部の意見

(令和2年11月6日開催「近畿ブロック支部長会議」より)

●滋賀支部(令和2年度健康保険料率9.79%)

10月開催の支部評議会における議論状況について	
具体的意見内容	その意見の基となった要因
<p>・現状、保険料率を下げるということは考えられない。しかし一方で、もうそろそろ「積み上げておかないと後々大変なことになる」という言い方ではなく、どうやったら積み上げたものを加入者等へお返しできるのか、例えば、コロナのような突発的な予測不可能の事態にも準備金がこれだけあったから余裕をもって対応できましたとか、そういった形の丁寧な説明が必要になってくるのではないかと。</p> <p>・料率変更時期は4月納付分(3月分)からでよい。</p>	<p>・資料を見れば保険料を下げるということはある程度あり得ないし現状維持しかないのだろうと思えてくる。しかし、コロナ禍のなどを意識すれば、保険料率は現状維持とする代わりに協会からの暖かいメッセージとなるような支援策があってしかるべき。そういった策がないと、法定準備金が1カ月分を優に超えている現状を加入者に説明できないのではないかと【事業主代表】</p> <p>・健康保険を次の社会に繋げてゆくためにも保険料率の引き下げはあり得ないのだろうと思っている。一方で問題だと思うのは、準備金というものはいくら必要なのか、準備金の適正規模はどのくらいなのかという議論が存在しないということではないだろうか【事業主代表】</p>

●京都支部(令和2年度健康保険料率10.03%)

10月開催の支部評議会における議論状況について	
具体的意見内容	その意見の基となった要因
<p>【被保険者代表】 ○かつてない状況の中で、シミュレーションもしていかなければならないが、リーマンショックやバブルとは異なった要素もあるはずなので、短いスパンで状況把握をして説明責任を果たしていただきたい。 ○準備金が積み上がっているので保険料率を下げてほしいという意見もあると思うが、将来的には厳しい状況にあるということをしかりと説明していただきたい。</p> <p>【学識経験者】 ○コロナの影響は1年にとどまらない。先行きの不透明感が強ければ備える必要があり、より慎重に議論していくほうが良い。 ○不公平感がでないように納得感が得られる結論が望ましい。中小企業に配慮したアピールが必要である。</p>	<p>【被保険者代表】 ○労働関係の指標においても、思ったほど失業者が増えていない。非正規社員やパート労働者において、働かないという選択をした方が増えている。こういった方々は失業者としてカウントされない。有効求人倍率も思ったほど落ち込んでいない。働く意欲がある方が対象だからである。統計に表れない要素もたくさん存在している。 ○先行きが不透明な中で最新情報を把握し、足元の数字を見て今後を見通すことが重要である。</p> <p>【学識経験者】 ○自社で行っている資金貸付事業の総額から見たとき、通常期は年間7億、リーマンでは3倍の20億、コロナでは今の時点で24倍の170億(年間見込みでは35倍の240億)に膨れ上がっており、影響は全業種に波及し、リーマンショックとは比較にならない企業ダメージがある。 ○景気は大手から回復し時間をかけて中小企業に伝播する。中小企業は納付猶予期間中に払えなければ滞納となる。</p>

●大阪支部(令和2年度健康保険料率10.22%)

10月開催の支部評議会における議論状況について	
具体的意見内容	その意見の基となった要因
<p>【学識経験者】</p> <p>①準備金残高が積み上がってる状況ではあるが、中長期的に見通せば保険料率の水準はそのまま保つ必要があると理解している。</p> <p>②10%維持をしなければ保険財政は立ち行かなくなると感じます。コロナの影響がある中でも、保険料率を下げるというのは難しいと感じます。</p> <p>③インセンティブの評価方法について異論はないが、コロナ禍において影響が不透明な状況で実施するものではないと考える。</p> <p>【被保険者代表】</p> <p>③新型コロナの影響では、自主的に医療機関受診を控えているケースが相当数あると思われる。リーマンショック時とは違う動きをするのではないか。</p>	<p>○本部策定「来年度以降の10年間の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況(10年間の見通し)」において、どの前提要件の場合でも2025年問題の影響等が不透明であって、この先の財政状況の厳しさは変わらないと考えている。</p> <p>○保険料納付の猶予特例額が直近で1050億を超える報告を聴いて、今後の先行き不安感から発言をされた。</p> <p>○地域によって健診実施の有無にも大きな差があり、評価方法の技術論ではなく制度を実施する必要性に疑問がある。</p>

●兵庫支部(令和2年度健康保険料率10.14%)

① 10月開催の支部評議会における議論状況について	
具体的意見内容	その意見の基となった要因
<p>・医療保険は長期的な視点で考えるべきものではない。今回のコロナで長期のシミュレーションが如何に無力かということを証明した。</p> <p>・事業主、被保険者が厳しい状況にある時こそ準備金を活用すべきで、将来を見据えることだけを優先すれば緊急事態があっても何も対応しないのか、という話になりかねない。</p> <p>・事業主の立場からすると、コロナの影響のために、この半年、一年を乗り切らないと倒産するかもしれないという時だからこそ、5年、10年先を見据えることより、今をどう乗り切るかを議論していただきたい。</p> <p>・コロナ過の状況のなか、保険料率を設定するにあたっては、インセンティブの料率を保険料率に上乗せするのではなく、保険料率の中で吸収する程度の心意気があってもいいのではないか。</p>	<p>・準備金の増大</p> <p>・中長期的な視点</p> <p>・新型コロナの影響</p>

●奈良支部(令和2年度健康保険料率10.14%)

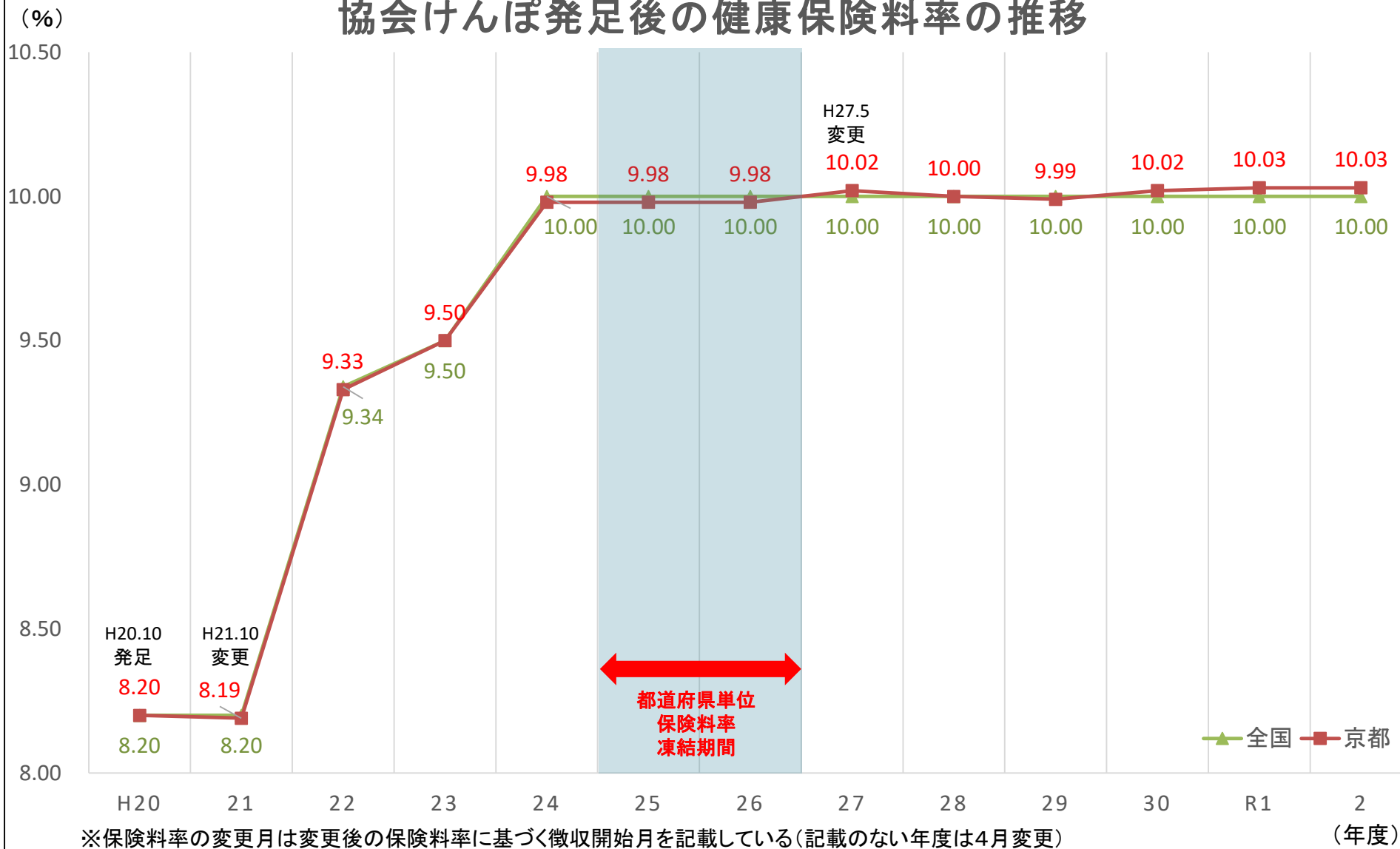
10月開催の支部評議会における議論状況について	
具体的意見内容	その意見の基となった要因
<p>【基本方針について】 協会けんぽの方針である「中長期的な視点で平均保険料率10%の維持」に対しては全員賛同いただいた。</p> <p>【令和3年度都道府県単位保険料率のごく粗い試算に対して】 新型コロナの影響があるため、試算で使用する係数は[通常ケース]ではなく、[コロナケース]ではないか。</p> <p>【医療保険制度に対して】 高齢者医療を含めた医療保険制度全体についての見直しが必要ではないか。</p>	<p>【基本方針について】 事業所も従業員も現在の負担が限界であるため、可能であれば保険料率引下げが望ましいが、少子高齢化の中で可能な限り現状維持することによって次の世代に負担を先送りすることは避けるべき。</p> <p>【令和3年度都道府県単位保険料率のごく粗い試算に対して】 新型コロナ感染拡大により影響をうけることになるため「大きく異なる場合」があるということであるのであれば、当初から[コロナケース]を使用すべき。</p> <p>【医療保険制度に対して】 協会けんぽの支出の約40%を占める高齢者医療拠出金が益々増えていくとともに、現役世代の人口減少が長期的に把握できている中で早期の対応が必要。</p>

●和歌山支部(令和2年度健康保険料率10.14%)

10月開催の支部評議会における議論状況について	
具体的意見内容	その意見の基となった要因
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は予想外で、事業所としては大変な状況である。リーマンショック時よりも、経済の停滞が長引くことにより保険料収入の減少等が予想される。このような先が見えない中で、平均保険料率は10%を維持していただきたい。 ・平均保険料率は、下げてもらえるならありがたいが、新型コロナウイルス感染症がいつ収束するか不明な状況下である。令和3年度に保険料率を下げた結果、数年後に大幅に負担が大きくなるのは経営者側も労働者側も避けたいので、令和3年度平均保険料率は現状の10%維持はやむなしと考える。 ・基本的には医療保険は短期保険であるので、上げるときは上げる、下げられるときは下げると考えている。しかしながら、今回は先が読めない中長期的な視野を必要とするため他の評議員と同様に10%維持を賛同したい。ただし、一方で、中長期的にみて現在の国庫補助金の率が法定上限を満たしていない状況であるので、国に対して提言していくことが今後の医療政策の観点からも必要と考える。 	<p>冒頭の支部長挨拶で、今年はコロナにより、リーマンショックまたはそれ以上の影響が経済に出るのではないかと見込まれ、協会財政にも悪化が見込まれる状況下において、保険料率については、現状だけでなく、今まで以上に将来のことを踏まえて、考えていかなければならない旨の考えを示した。</p> <p>また、コロナケースの収支見直し及び、直近の被保険者数や標準報酬月額等の資料がインパクトを与えたようで、中長期的に考える視点に理解を示された。</p> <p>いずれの評議員もコロナの影響を深刻に捉えており、この影響が長く続くとみて、今後保険料率が大幅に引き上げられることを懸念されている。</p>

協会けんぽ発足後の健康保険料率の推移

協会けんぽ発足後の健康保険料率の推移



新型コロナウイルス感染症に係る 協会けんぽの保険料猶予等の対応

1. 保険料関係

① 保険料の猶予

- 令和2年2月1日以降における、一定期間（1か月以上）において、収入に相当の減少（前年同期比概ね20%以上の減）があった方について、保険料を無担保かつ延滞金なしで、1年間納付を猶予することとされた。
- 8月28日時点で健康保険料及び介護保険料計で1,050.3億円の納付が猶予されている。

② 特例随時改定

- 緊急事態宣言に伴う自粛要請等を契機として、休業に伴い所得が急減する被保険者が相当数生じている等の特別な状況に鑑み、令和2年4月～7月に休業があった者について、通常の手続き（随時改定）であれば、報酬の低下後4か月目から標準報酬月額・保険料が減額されるどころ、翌月から減額改定できる特例が実施された。
- 現在、緊急事態宣言は解除されたものの、現下の感染状況を踏まえ、本年12月まで特例措置が延長されることとなった。
- 8月28日時点で、日本年金機構において約2万事業所から申請を受理し、約1.5万事業所、19万人について特例改定を承認。※健保組合加入者を含んだ数字

2. 傷病手当金関係

- 傷病手当金の速やかな支給のため、厚労省からの事務連絡を踏まえ、以下の対応を実施した。
 - ・発熱などの症状があるため自宅療養を行った期間についても、労務に服すことができなかった期間として取扱う。
 - ・やむを得ず、医療機関を受診できなかった場合は、医師の意見書がなくとも、事業主の証明書により、労務不能と認め支給。

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

2020年11月12日時点

👉クリックするとHPに飛びます

世帯や個人の皆様	給付	全国全ての人々に	特別定額給付金	申請受付 終了	一律 1人 当たり 10万円 申請は郵送又はマイナポータルで	—
		子育て世帯の方々に	子育て世帯への 臨時特別給付金	実施中	児童手当受給世帯に対して 子ども 1人 当たり 1万円 改めての申請不要	各市区町村の窓口まで
		生活が苦しい ひとり親世帯の方々に	ひとり親世帯への 臨時特別給付金	実施中	児童扶養手当受給世帯等に対して 5万円 （第2子以降は +3万円 ） さらに、収入減の場合 +5万円	各市区町村の窓口まで コールセンター 0120-400-903 (9:00~18:00 土、日、祝日を除く)
		休業期間中、 賃金が支払われない	新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金	実施中	中小企業で働く従業員に対して 月額最大 33万円 を支給	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・ 給付金コールセンター 0120-221-276 (平日8:30-20:00, 休日8:30-17:15)
		休業による収入減で 住居を失うおそれ	住居確保給付金	実施中	原則 3か月 , 最長 9か月 家賃相当額を支援	お住いの市区町村の 自立相談支援機関まで コールセンター 0120-23-5572 (毎日 9:00-21:00)
		アルバイト収入減で 学業継続が厳しい	学生支援緊急給付金	実施中	大学・短大・高専・専門学校生等 1人 当たり 20万円 (住民税非課税世帯) 10万円 (上記以外)	各大学等の学生課等の窓口まで
	貸付	収入減で 生活が苦しい	緊急小口資金・ 総合支援資金	実施中	最大 80万円 (二人以上世帯) 最大 65万円 (単身世帯) ※延長すれば、最大140万円、110万円	市区町村の社会福祉協議会まで コールセンター 0120-46-1999(毎日9:00-21:00)
	猶予・減免	収入減で 保険料が払えない	国民健康保険料等 の減免 <small>リンク先パンフのP.13をご覧ください</small>	実施中	国民健康保険料、介護保険料、 国民年金保険料等を減免	各市区町村の窓口まで
		生活が苦しくて 税, 公共料金が払えない	納税猶予, 公共料金 の支払猶予	実施中	国税・地方税、電気・ガス・ 電話料金、NHK受信料等 の各種公共料金の支払を猶予	国税 — 国税局猶予相談センターまで 地方税 — 各地方団体の窓口まで 各種公共料金 — 各事業者まで

👉詳細はこちらをクリック

👉詳細はこちらをクリック

👉国税の詳細はこちらをクリック

中小・小規模事業者等の皆様

給付	売上が半分以下※ で事業の継続が苦しい ※1～12月のどの月でも	持続化給付金	実施中 中小法人等 最大 200万円 7-11を含む個人事業者 最大 100万円 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者、2020年新規創業者向けの申請も開始	持続化給付金事業コールセンター 0120-279-292 (土、祝日除く8:30-19:00)	詳細は こちらを クリック
	家賃の支払いが苦しい	家賃支援給付金	実施中 一定の売上減少要件を満たす事業者に 中小企業等 最大 600万円 ※1 個人事業者等 最大 300万円 ※2 ※1 最大100万円/月 (給付率2/3,1/3) × 6カ月分 ※2 最大50万円/月 (給付率2/3,1/3) × 6カ月分	家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930 (土、祝日除く8:30～19:00) 7/15～申請サポート会場も順次開設	
助成	雇用を維持できない	雇用調整助成金	実施中 雇用を維持する中小企業は 一律10割 助成 日額上限8,330円→ 15,000円 に引上げ	お近くの都道府県労働局 または407-7まで コールセンター 0120-60-3999 (毎日9:00-21:00) 8月25日からオンライン申請開始	オンライン 申請 の詳細は こちらを クリック
	事業再開に向けた 投資をしたい	持続化補助金	実施中 小規模事業者に 最大150万円 を補助 (最大100万円までを 最大3/4 補助, 最大 50万円 を 定額 補助) ナイトクラブ、ライブハウス等は最大200万円	お近くの商工会 または商工会議所まで	
貸付	売上減で 資金繰りが厳しい	実質無利子・ 無担保融資	実施中 3年間無利子、最長5年間元本据置 日本政策金融公庫等に加え、 5月より地銀、信金、信組等でも利用可に	日本公庫 → 0120-154-505 (平日) ※休日も別途相談窓口を設け 商工中金 → 0120-542-711 (平日・土曜) 民間金融 → 0570-783-183 (平日・休日)	
猶予・ 減免	売上減で 税、社会保険料が苦しい	国税、地方税、 社会保険料の納付猶予	実施中 売上が一定程度減少の場合、 1年間、 無担保かつ 延滞税なし で猶予	国税 → 一国税局猶予相談センターまで 地方税 → 一各地方団体の窓口まで 社会保険料 → 各都道府県労働局	国税の 詳細は こちらを クリック
	売上減で 固定資産税が払えない	固定資産税・ 都市計画税の減免 <small>リンク先パンフのP73をご覧ください</small>	実施中 売上が一定程度減少の場合、 来年度は 2分の1 又は ゼロ に減免	相談ダイヤル 0570-077-322 (平日 9:30～17:00)	

今後のスケジュールについて(見込)

今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール（現時点での見込み）

令和2年11月末時点

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	9/15		11/25	12/18 (12/24)	1/26	(2/25)	3/17
運営委員会	事業計画(R3年度)						
	予算(R3年度)						
	第5期アクションプラン						
	インセンティブ 速報値(R1年度)		インセンティブ制度に関する見直しの検討				
	インセンティブ実績(R1年度) 評価・反映方法						
平均保険料率			都道府県単位 保険料率		（保 険 料 率 の 広 報 等）		
・論点 ・5年収支見通し		・評議会意見(任意)	・平均保険料率の決定				
支部評議会	保険料率		都道府県単位 保険料率				
	インセンティブ実績 (R1年度) 評価方法		支部の事業計画(R3年度)				
	支部の予算(R3年度)						
	9/15	10/26		12/21	1/19		
国・その他	薬価改定・介護報酬改定			政府予算案 閣議決定	保険料率の 認可等	事業計画、 予算の認可等	
	制度見直し検討(給付と負担の見直し等)						